

アルケイアー記録・情報・歴史
第一八号 二〇二三年二月 三一―四八頁
南山アーカイブズ

「御教書札」について

渡邊正男
東京大学史料編纂所

“Migyōshorei” (epistolary formulae of Kamakura Bakufu)

Historiographical Institute, The University of Tokyo

WATANABE Masao

Archeia: Documents, Information and History
No.18 November, 2023 pp.31-48
Nanzan Archives

「御教書札」について

渡邊正男

一

公益財団法人陽明文庫が所蔵する近衛家伝来の鎌倉幕府法令集「追加」（架番号二五七六四）は、近世の写本ではあるものの、最も多くの条文を収めていること⁽¹⁾で知られている。その数は三九一箇条⁽²⁾。このうち追加法三六六箇条、個別の裁判に関する史料等二二箇条、さらに、貞永元（一二三三）年八月八日、御成敗式目を制定した際の「北条泰時消息」（第六四条）、嘉禎四（暦仁元、一二三八）年六月日「北条泰時起請」（第六八条）は、すべて『中世法制史料集 第一卷 鎌倉幕府法』（以下、『中法』と略す）に採録されている。にもかかわらず、唯一、第七〇条「御教書札」のみは採り上げられなかった。しかし、本条文は鎌倉幕府書札様文書の再検討に資するところがある⁽³⁾と考える。今回採り上げる所以である。

二

最初に全文の翻刻を示す⁽³⁾。その際、漢字は常用の字体を用い、適宜読点、並列点及び返点を加えた。改行位置は適宜改め、脱字と思われる部分には。を挿入した。また、傍注として、本文に置き換えるべきものは〔 〕、参考または説明のためのものは（ ）

で括って示した。⁽⁴⁾

史料一 陽明文庫所蔵「追加」第七〇条

一 御教書札

1 法城寺其国其庄事、以_レ寺解相_二尋地頭_一候之処、陳狀如_レ此、趣可_レ有_二御披露_一之由、前大納言殿御消息所_レ候也、仍言上如_レ件、泰時頓首謹言、

八月廿六日

前武蔵守平泰時

進上 別当殿

摂政家如_レ此、參議・散三位不_レ可_レ有_二頓首字_一、散三位不_レ可_二名字_一、為_二殿上人_一者、四位可_レ為_二進上・上啓_一、若可_レ為_二恐惶・執啓_一、可_レ為_二恐惶_一、但如_二有長朝臣_一平諸大夫殿上人者、可_レ為_二執啓・恐々_一、

2 謹言由可_レ令_二披露_一旨、前大納言殿所_レ候也、仍執達如_レ件、

月日

前武蔵守

謹上 陸奥入道殿

。 (照アルカ)

3 謹上_二前大納言殿所_レ候也、以_二此旨_一可_レ令_二披露_一給上、仍執達如_レ件、

月日

前武蔵守

謹上 陸奥入道殿 主税頭殿

大臣、撰録_二孫子并三家_一 (撰録同) (関院・花山院・土御門源氏)、家嫡公卿如_レ此、但雖_レ非_二家嫡_一、如_二今出川殿御子孫_一如_レ此、

4 謹上者、前大納言殿御消息、如_レ此、泰時頓首謹言、

月日

前武蔵守

進上 飛驒守殿知行国司也、

公達公卿如レ此、

5 1 1 依_二前大納言殿御消息_一、言上如レ件、泰時恐惶謹言、

月日

進上 二条殿

諸大夫公卿、中納言・參議、勸学寺・平氏、(修)至_二散三位_一者、直_(不載)。可レ書_二其名_一、為_二撰政家御後見_一、依_二公事_一令レ進之状、直

其名可レ書之、其子細載_レ右、

6 1 1 所_レ候也、仍上啓如_レ件、

月日

謹上 右中弁殿

四位殿上人如_レ此、至_二于可_レ然君達殿上人_一者、某恐惶、

7 1 1 所_レ候也、仍上啓如_レ件、

月日

謹上 可_(マ、)然人右中弁殿

五位殿上人如_レ件、

8 1 1 由_レ所_レ候也、仍執達如_レ件、

月日

(命感)
中大外記殿

祭主如_レ此、神祇権大副書_レ之、祭主三位_(ト)不_レ書_レ之、医・陰陽道・侍者如_レ此、御気色候也、若依_レ仰_(ト)書事者、如_レ此輩_(ニ)可_レ書_レ之、依_レ時可_レ境也、(本上)

9 一一由、前大納言殿御消息所候也、可_下令_二存披露_一給上、恐々謹言、
月日

謹上 肥前法眼御房

撰録子孫・三家子息僧正若宗長者如_レ此、

10 一一前大納言殿御消息所候也、恐惶謹言、

月日

進上 中納言大僧都御房

經_二興福寺別当・天台座主一人、公卿子孫如_レ此、

11 一一由候也、某恐惶謹言、

月日

進上 天台座主御房_{致所}

雖_レ為_二凡人_一、天台座主・興福寺別当如_レ此、

12 一一由所候也、恐惶謹言、

月日

謹上 醍醐座主僧正御房

天台座主・興福寺別当之外、諸凡卑僧正如_レ此、於_二無下凡人_一者、只可_レ為_二謹言_一、

13 一一由所候也、仍執啓如_レ件、

月日

謹上 大式法印御房

諸法印如_レ此、八幡別当如_レ此、但諸法印_モ可_レ依_二其仁_一也、

14 11 由所候也、仍執達如件、

月日

謹上 法勝寺修理別当法印御房

（脱アルカ）

15 11 者、仰旨如此、仍執達如件、

月日

弁法印御房

宿曜師・綱所惣在庁如此、

16 11 由、御気色如此、仍執達如件、

月日

櫛笥法印御房

綱所公文・仏師・経師如此、

此札者、自（前右大將殿）「前右大將殿」被進之、而於「御所」又被指置之（藤原頼経）云々、七条入道殿御時事也、

三

「御教書札」と題する本条文（以下、「書札」と略す）は、右の翻刻で各書式の先頭行頭に番号を付して示したように、一六通りの書式が掲げられ、各書式の後には説明が付されている。掲げられた書式は、いずれも將軍藤原頼経（一一八一—一二五六）の意を執権北条泰時（一一八三—一二四二）が奉じる奉書である。頼経が「前大納言」とされているので、権大納言を辞した嘉禎四年四月一八日以降、將軍を辞する寛元二（一二四四）年四月二八日以前。泰時が「前武藏守」とされているので、武藏守に続いて左

京権大夫を辞した嘉禎四年九月二五日以降、出家する仁治三（一二四二）年五月九日以前。さらに、泰時の単独署判で、連署北条時房が署判していないので、時房が卒する延応二（仁治元、一二四〇）年正月二四日以降。これらから、「書札」は仁治元年正月二四日から同三年五月九日までの間に使用されるべき書式を示していると考えられる。

ただし、書式6と7とは、充所は異なるが、書式自体は同じであり、書式2と14とには説明が見られない。また、意味がとれるように、適宜改行位置を改めるなどしたが、それでもすべてを整合的に理解するのは難しい。「書札」が、『中法』の採録から漏れ、あまり注目されてこなかったのは、これらの点にも理由があるだろう。⁽⁵⁾しかし、書写によると推測される誤りが多いからといって、検討をせずに放置してしまつてよいとも思えない。⁽⁶⁾

四

そこで、「書札」の内容をどの程度整合的に理解できるか、概略をまとめて検証してみよう。

書式1から8までは俗人充の書式で、厚礼ものから薄礼のものへと排列されている。

書式1

撰閤家充の書式。直接本人に充てず、家司などへ充てる披露状とし、その充所が参議・散三位・四位殿上人、さらに「平諸大夫殿上人」の場合はより薄礼とする。⁽⁷⁾

書式2

説明文がなく不明。

書式3

現任の大臣、撰閤家の子・孫あるいは三家（いわゆる清華家）嫡子の公卿充の書式で、披露状とする。ただし、清華家であつても、西園寺公経の子・孫に対しては、嫡子でなくともこの書式を用いる。⁽⁸⁾

書式 4

「公達公卿」、すなわち書式5の名家より家格が上の公卿充の書式。

書式 5

「諸大夫公卿」、すなわち勸修寺流藤原氏・高棟流平氏（いわゆる名家）の中納言・参議充の書式。散三位はより薄礼とする。ただし、撰関家の後見として公事に関与している場合は、例示どおりの書式とする。⁽⁹⁾

書式 6

四位の殿上人充の書式。「君達殿上人」、すなわち名家より家格が上の者の場合は厚礼とする。

書式 7

五位の殿上人充の書式。⁽¹⁰⁾

書式 8

充所の中原氏を含む諸道の官人、神宮の祭主充の書式。⁽¹¹⁾ 医道・陰陽道の者及び侍も同様だが、「御気色候也」や「依仰」はこれらの者の場合に使用する。⁽¹²⁾

以下、書式9から書式16までは僧侶充の書式で、やはり厚礼のものから薄礼のものへと排列されている。

書式 9

撰関家の子・孫あるいは清華家の子で僧正もしくは各宗の長者に任ずる者充の書式で、披露状を用いる。⁽¹³⁾

書式 10

公卿の子・孫で興福寺別当・天台座主を経験した者充の書式。

書式 11

「凡人」（公卿に至ることのない家格の者か）で、現任の興福寺別当・天台座主である者に充てる書式。

書式 12

「凡人」で、現任の興福寺別当・天台座主以外の僧正充の書式。醍醐寺座主などにも任じていない者は薄札とする。
書式 13

法印・石清水八幡宮別当充の書式。ただし、法印であっても、その人物によって斟酌する。

書式 14

説明文がなく不明。充所は「法勝寺修理別当法印」。

書式 15

宿曜師、綱所の惣在庁充の書式。

書式 16

綱所の公文、仏師、経師充の書式。

以上、解釈しきれない部分もあるが、ある程度網羅的、整合的に構成されており、全体として破綻しているとは言えないだろう。¹⁴⁾

五

末尾の一文について。「七条入道殿御時事」というのは問題ないだろう。「前右大将殿」は頼朝であろうが、頼朝の進めたものが「書札」そのままの内容とは考えられない。「書札」と同様な書札札を定めたということであろうか。しかし、「於御所又被指置之」とある。「書札」は使用されることはなかったのであろうか。

そこで、「書札」の書式が使用されていたかを、実際に発給された文書によって確認する。先述したように、「書札」の使用が推定される期間は仁治元年正月二四日から同三年五月九日までのおよそ二年半のみである。この間に「書札」の対象となる充所へ出された文書の実例は少ない。次に示すのはその一つである。

史料二 「九条家文書」 『鎌倉遺文』 補二二七三号

撰津国井門庄^(八)・筑前国三奈木領等者、一向当家領候、而所^(九)下^(一〇)令^(一一)進^(一二) 禪定殿下御領^(一三)候上^(一四)也、以^(一五)此旨^(一六)可^(一七)下^(一八)令^(一九)申上^(二〇)給上^(二一)之由、

鎌倉前大納言殿御消息候也、仍言上如^(二二)件、泰時^(二三)恐惶謹言、

仁治元年十一月一日

前武藏守平泰時

進上^(二四) 修理大夫殿

史料三 「九条家文書」 『鎌倉遺文』 補二二七三号

撰津国井門庄事

右、任^(二五)閩東今月七日御教書旨^(二六)、可^(二七)令^(二八)為^(二九) 禪定殿下政所御沙汰^(三〇)之状如^(三一)件、

仁治元年十一月十七日

越後守平^(三二)在判^(三三)

相模守平^(三四)在判^(三五)

史料二は閩東御領二箇所を九条家へ譲渡した文書であり、史料三はこれを施行する「六波羅施行状」である。撰閩家である九条家へ充てた文書なので、採用されるのは書式1。披露文言があり、奉書文言もほぼ一致する。充所の「修理大夫」は、九条家家司高階経時（経雅）に比定され、この時点では非参議徒二位修理大夫である。四位より明らかに上位なので、書止文言は「言上如件」で、「進上」の上所を付す。散三位よりは上であらうから、差出は官職姓名でよからう。現任の参議との上下関係は不明確であるが、「頓首」を使わず、「泰時恐惶謹言」とするのは妥当なところである。^(三六)ここまでは、概ね「書札」に従っていると見てよいだろう。

問題となるのは書下年号である。「書札」に掲げられた書式はすべて無年号であり、説明文にも年号の有無に関する記述は見られない。しかし、書下年号とするか、無年号とするかは、書札札とは別に、文書の内容、発給者が期待する文書の機能による。^(三七)所領の譲渡を内容とする本文書が、後の証拠となるように書下年号を採用するのはむしろ自然であらう。

以上、少なくとも「書札」に即した文書の事例を一つは示すことができた^(三八)と考える。

六

鎌倉幕府の書札様文書が、多様な書式を持つことは、事実としては既に知られていることであるが、本稿の検討によって「御教書札」の史料的价值が認められるのならば、従うべき書札札が幕府によって定められていたことになる。「鎌倉時代の書札札はもっぱら公家のものであって、武家のもののみられない」という通説的理解は改めねばならない。⁽¹⁹⁾

今後の課題としては、まず、「弘安書札札」をはじめとした他の書札札書との比較検討が必要であろう。⁽²⁰⁾ また、他の時期を含めた鎌倉幕府の書札様文書、さらに公家を含めた書札様文書全体を検討する際の一つの尺度ともなり得る。鎌倉幕府文書体系整備の過程に「御教書札」を位置付けることも可能であろう。そして、書札札の存在を踏まえた上で、文書の様式、文書名決定の基準等について再検討する必要があるだろう。⁽²¹⁾ 後考を期したい。

註

(1) 以下、「陽明文庫本」とする。書誌情報は次のとおり。縦二六・二種×横二〇・〇種の袋綴装(五ツ目)一冊。肌色の表紙・裏表紙。料紙は楮紙で、冒頭に遊紙一丁を挟んで墨付一〇五丁。外題は表紙に打付書で「追加」とする。奥書・印記は見られない。『陽明叢書』二六 記録文書編 第九輯 法制史料集(思文閣出版、二〇一四年)に全編の影印が収録されている。陽明文庫本については、同書の「解説」三七二～三七四頁、牧健二

「近衛家本式目追加について」(『法学論叢』第四六卷第一号、一九四二年一月)、佐藤進一・池内義賢編『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』(岩波書店、一九五五年、本稿では二〇〇五年刊行の一七刷を用い、所収の追加法等については、同書の付した法令番号によって「追加〇〇」のように示す)「解題」四六八～四六九頁。

陽明文庫本と内容を同じくする他の伝本としては以下のもの

がある。

イ 肥前島原松平文庫「式目追加」(七五—一一)

二七・〇糶×二〇・〇糶。袋綴装(四ツ目)一冊。表紙・裏表紙は茶色。料紙は斐紙のように見える。墨付二〇丁で、後に遊紙一丁づつ。外題は貼題箋で「式目追加」。奥書はないが、第一〇八丁裏に「尚舎源忠房」「文庫」の蔵書印が見られる。島原藩主深溝松平家の旧蔵書。国文学研究資料館の「国書データベース」によって画像データが公開されている。本書については、前川祐一郎「ある鎌倉幕府追加法の施行」(『遙かなる中世』一七、一九九八年一〇月)がその存在を紹介している。

ロ 兵庫県立鳳鳴高等学校青山文庫「式目追加」

二七・九糶×二〇・〇糶。袋綴装(五ツ目)一冊。表紙・裏表紙は肌色。料紙は楮紙で墨付一〇二丁。前後に遊紙一丁づつ。外題は打付書で「式目追加」。奥書・印記は見られない。篠山藩主青山家の旧蔵書。

ハ 千葉県立佐倉高等学校鹿山文庫「式目追加」

五冊のうち二・三が該当する。ともに袋綴装(四ツ目)で、料紙は楮紙。表紙・裏表紙は肌色。「佐倉文庫」・「千葉県立佐倉中学校」の蔵書印が見られる。二は二六・九糶×二〇・五糶。墨付六七丁で、前後に遊紙一丁づつ。外題は打付書で「式目追加」とし、表紙の余白に「年号 貞応 寛喜 宝治 文暦 天福 正嘉 嘉禎 弘長 暦仁 嘉祥 建長」と墨書する。末尾には「墨付六十七枚」の墨書。第四八丁と第四九丁

との間に落丁があるようで、嘉禎四年六月日「北条泰時起請」の末尾と「御教書札」の冒頭を欠いている。三は二七・一糶×二一・五糶。墨付七八丁で、前後に遊紙一丁づつ。外題は打付書で「式目追加」。表紙余白に「年号 文永 貞応 寛元 仁治 弘安 正応 文暦 嘉祿 寛喜 延応 宝治 天福 貞永 正元 建治 建長」の墨書。末尾には「七十八枚アリ」の墨書と「畢」の朱書が見られる。佐倉藩藩校「成徳書院」の旧蔵書。なお、一は「統群書類従」にも収録されている「新御式目」の写本と思われ、また、四・五は室町幕府の法令集である。

二 西尾市岩瀬文庫「鎌倉時代諸法度」(一六一—三七二)

三冊のうち一・二が該当する。ともに袋綴装(四ツ目)で、料紙は楮紙。全丁に裏打を施す。表紙・裏表紙は濃茶色。外題・奥書・印記は見られない。一は二六・〇糶×一九・二糶。墨付六八丁。二は二六・〇糶×一九・二糶。墨付五五丁。他の伝本に見られない特徴として、冒頭「目錄」の末尾に「三百八止山野江海煩可助浪人身命事」と「三百九 蒙古国事」を挙げ、本文末尾には、「三百八」に相当する追加三三三、「三百九」に相当する追加四三六、さらに、「追加」として追加六八三を収める。一方、「御教書札」の冒頭を欠く。西尾市の実業家岩瀬弥助の蒐集書。なお、三は鎌倉幕府・室町幕府の法令集。佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集 第二卷 室町幕府法』(岩波書店、一九五七年)の宮内庁書陵部所蔵「新井白石旧蔵鎌倉執権」(函架番号二〇五—三一九「鎌倉執権

并京都公方」が相当するか)に関する「解題」が、同書のみで見えるとする「室町幕府法に関する図解」を収録する。両書の関係を含め、詳細は後考を期したい。国文学研究資料館の「国書データベース」によって画像データが公開されている。

- (2) 陽明文庫本は、冒頭に「追加目録」として、番号を付した条文目録を載せ、本文も各条文に番号を記している。しかし、目録には脱落があり、本文の番号も、数箇条をまとめて一条に数えるなどの不備があり、実際の条文数と合わない。本稿では、これらの番号とは別に、実際の条文を順に数えた番号で各条文を示す。

- (3) 山鹿素行の「武家事紀」は「続集 卷第三六 法令」に本条を引いている。同書は山鹿素行先生全集刊行会によって活字本三冊として刊行されており(同会編『山鹿素行先生全集』同会、一九一五―一九一八年)、内閣文庫所蔵の写本(請求番号一四八―〇〇〇二)の画像データは「国立公文書館デジタルアーカイブ」によって、活字本のデータは「国立国会図書館デジタルコレクション」によって公開されている。しかし、読みには問題点が多いと言わざるを得ない。本書の存在については末柄豊氏の御教示を得た。なお、「武家事紀」の収録する鎌倉幕府追加法は、陽明文庫本を参照した可能性があることを、『中法』の「解題」が指摘している(四七七頁)。

- (4) 本来であれば、他の伝本との異同を注記すべきであるが、解釈に関わるようなものはないため、煩雑を避けて省略すること

とした。

- (5) 関東御教書に関する近年の業績である高橋一樹「関東御教書の様式にみる公武関係」(同『中世荘園制と鎌倉幕府』塙書房、二〇〇四年、初出二〇〇一年)・熊谷隆之「御教書・奉書・書下―鎌倉幕府における様式と呼称―」(上横手雅敬編『鎌倉時代の権力と制度』思文閣出版、二〇〇八年)・佐藤秀成「関東御教書再考」(同『鎌倉幕府文書行政論』吉川弘文館、二〇一九年)・北条氏研究会編『北条氏発給文書の研究 附 発給文書目録』(勉誠出版、二〇一九年) 所収の諸論考等でも、書札礼に関する古典的業績である橋豊『書簡作法の研究』(風間書房、一九七七年)、武家の書札礼に関する近年の業績である小久保嘉紀「室町・戦国期儀礼秩序の研究」(臨川書店、二〇二一年)・池西香里「中世武家書札礼の変遷―書札礼書の内容分析を中心に―」(『鷹陵史学』三七、二〇二一年九月)等でも、本条文はまったく言及されていない。なお、関東御教書については拙稿「関東御教書と得宗書状」(稲葉伸道編『中世寺社と国家・地域・史料』法蔵館、二〇一七年)も参照されたい。
- (6) 『中法』には、陽明文庫本のみを典拠として採録した条文がいくつも見られる。追加八(陽明文庫本の第一九一条、以下条文番号のみを示す)・一三〇(二〇七)・一三七(二六六)・一六〇(二一七)・一六三―一六七(二二八―二二二)・一七一(二二三)・二一五(二三七)・二七六(二四一)・四七二(二一一)・七二四(二三四)・七二六(二三六)等である。追加一七一は、「京都於御沙汰之間、問注奉行入等意入条脱張合

參勤之由承候」という「全く読解不能」な一節を含みながら、『中法』の第一刷から頭注を付して採録され、第一五刷に至って頭注に変更が加えられている。この点、笠松宏至「この書と過」せた幸せ」（『図書』第七四六号、二〇一一年四月）一三三頁参照。法令とは言えないので、『中法』が採録しなかったのは当然であろうが、同じ陽明文庫本に収められた条文でありながら、「書札」のみを史料的价值の低いものとして放置してしまうことはできないだろう。また、「書札」のような内容を後世に偽作する動機も想定しにくい。理解するための努力をしてみる価値はあると考える。

(7) 書札札に書式の例として示された文面に現れる人名等について、厳密に比定することは困難であるし、意味のないことかもしれない。しかし、荒唐無稽な記述でないことを確認するのは、「書札」の史料的价值を検討することにはなると考える。

有長朝臣は「地下家伝」に九条家諸大夫として見える源有長。「正四位下、播磨守、土佐守、右馬頭、聴内昇殿」とあり、寛元四年四月五日卒。承久三（一二二二）年八月二日「関東御教書案」（『九条家文書』、『鎌倉遺文』補七六四号）の充所「土佐守」は有長である。また、「平諸大夫殿上人」とあるのは、書式5の「諸大夫公卿」や書式6の「可然君達殿上人」との対比から、公卿に昇ることのない家に属する四位・五位の殿上人のことであろうか。なお、「諸大夫」・「殿上人」・「公達（君達）」については、百瀬今朝雄「諸大夫に関する一考察」（同「弘安書札札の研究―中世公家社会における家格の極樞」東京大学出

版会、二〇〇〇年、初出一九九三年）参照。

(8) 「今出川殿」は、仁治年間前後に今出川殿を居所としていた西園寺公経（一一七一―一二四四）を指すとしてよいだろう。今出川殿については、川上貢「日本中世住宅の研究」（墨水書房、一九六七年）「第三編 鎌倉時代公卿邸宅の研究」第三章 西園寺家の今出川殿」参照。なお、充所の「主税頭」は西園寺家家司として知られる三善長衡（一一六八―一二四四）が想定されているだろうか。（承久元年）八月二三日「北条義時書状案」（『神護寺文書』、『鎌倉遺文』二五四三号）の充所「主税頭」も長衡であろう。

(9) 充所の「二条殿」は二条定高（一一九〇―一二三八）が想定されるだろうか。本郷和人「中世朝廷訴訟の研究」（東京大学出版会、一九九五年）「廷臣小伝」の定高の項は、「承久の乱後は九条道家に重用され、政治顧問の最上位を占めた。幕府との交渉は専ら彼が行なうところとなり、実質的な関東申次であった」（二五六頁）とする。ただし、定高は嘉禎四年に薨じており、延応二年には息である九条忠高が参議従三位左大弁、翌仁治二年には権中納言に昇進している。なお、（寛喜元（一二二九）年）一一月八日「関東御教書案」（『禪定寺文書』、『鎌倉遺文』補九八九号）・（文暦一（一二三五）年）七月二九日「関東御教書写」（『天台座主記』、『鎌倉遺文』四八〇八号）の充所「二条中納言」は定高であろう。

(10) 書式6と書式7とは例示された書式が同じである。また、書式7の充所「可然人右中弁」も解釈が難しい。何らかの誤写、

脱漏があると思われるが、詳らかにし得ない。

- (11) 仁治年間の祭主は従三位神祇権大副大中臣隆通（二二〇八一—二二四九）。

- (12) 充所の「中大外記」は中原師兼（一一九五—一二五三）が想定されるか。「地下家伝」によれば、仁治年間は正五位下大外記である。なお、奉書文言が「依仰」、書止文言が「執達如件」である、いわゆる「関東御教書」は、この書式に含まれると言うこともできるだろう。

- (13) 充所の「肥前法眼」について。仁治元年の天台座主は、八月八日に辞するまでは、九条道家の息、青蓮院門主僧正慈源。そして、「華頂要略附録 三八 粟田宮庁務次第略伝」に、寛喜三年七月、庁務に補任された「肥前法眼泰承」が見える。さらに、「天台座主記」によれば、嘉禎四年、慈源が座主補任の宣命を請ける際、泰承は取次を務めている。充所になる坊官と想定するにふさわしい人物であろう。

- (14) 文面に現れる人名等についても、およそ妥当な人物を想定でき、荒唐無稽とは言えないだろう。

- (15) 修理大夫については、本郷恵子『中世公家政権の研究』（東京大学出版会、一九九八年）「第二部 公家政権存立の構造とその変質 第二章 公家政権の経済的変質 二 修理職の再編

1 四条・洞院家と修理職」参照。

- (16) 書式1は充所として「別当」を挙げている。仁治元年の検非違使別当は、一〇月二四日までは正三位権中納言源顕定。以降は従二位中納言藤原実持。経時は彼等より下位であろうから、

やや薄礼とするのは妥当であろう。

- (17) 守覚法親王（一一五〇—一二〇二）が三条実房（一一四七—一二二五）と中山忠親（一一三一—一一九五）の説を記したとされ、嘉禎三年の書写奥書を持つ書札礼書「消息耳底秘抄」には、「一為証文消息事 可為証文消息二八、年月日ヲ書テ加判之」とある。この点については、川島孝一「北条時頼文書概論」（前掲『北条氏発給文書の研究 附 発給文書目録』、二〇〇八年初出）一九七—二〇〇頁に指摘がある。また、公家の書札様文書における年号の有無については、富田正弘「中世公家政治文書論」（吉川弘文館、二〇一二年）一七三頁・上島亨「朝廷発給の裁許状―公験と文書形式―」（大山喬平編『中世裁許状の研究』塙書房、二〇〇八年）「第二節 年号表記―東寺文書を中心に―」・佐藤雄基「中世日本における書状の広がり―古代書状論―」（公文書化―論を中心にして）（小島道裕・田中大喜・荒木和憲編『古文書の様式と国際比較』勉誠出版、二〇一〇年）「二 書状のいわゆる「公文書（権利文書）化」について」（2）院宣にみる書下年号の登場―後高倉院と後嵯峨院―等参照。
- (18) また、史料三の施行状で、史料二を「御教書」と呼んでいることも確認しておきたい。「書札」は、「御教書札」と題するようになり、「御教書」の書札礼を定めたものである。なお、久保田和彦氏は、史料二・史料三を挙げた上で、「文書名を決める第一の基準は様式である」として、史料二を「恐惶謹言」の書止文言により「北条泰時書状案」とした（同「北条泰時の発給文書」（前掲『北条氏発給文書の研究 附 発給文書目

- 録」(一二九～一三〇頁)。しかし、「書札」でも示されるように、書止文言は書札札によって変化するものであり、様式・文書名を決める基準とはなり得ない。奉書か直状かを重視すべきであり、「関東御教書」とすべきである。この点、前掲拙稿「関東御教書と得宗書状」参照。
- (19) 古くは、相田二郎『日本の古文書 上』(岩波書店、一九四九年)四五頁に指摘がある。前掲高橋一樹「関東御教書の様式にみる公武関係」・前掲拙稿「関東御教書と得宗書状」等。また、前掲「北条氏発給文書の研究 附 発給文書目録」所収の諸論考でも、この点は認められているようである。
- (20) 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第七卷』(吉川弘文館、一九八六年)「書札札」の項等。
- (21) 「書札」においては、基準として、官位より家格が重視されている。これは、「差出人と受取人の間の礼法を、すべて現任の官位だけで割り切り、しかもそれを固定化した点」(笠松宏至『徳政令―中世の法と慣習―』岩波書店、一九八三年、一五六頁)を肝心とする「弘安書札札」とは大きく異なる点である。
- (22) 佐藤進一氏は、鎌倉幕府の御教書を「年付のある御教書」と「年付のない御教書」とに分類し、頼経以降、前者が「永続的効力の期待される事柄で下文、下知状が取り扱わないもの(中略)から、随時の連絡、通達までを広く取り扱う」一方、後者は「京都朝廷との連絡など公家系との通交に用いられるだけ」とした(同「中世史料論」〔同『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇

年、初出一九七六年)三〇〇～三〇一頁)。川島孝一氏は、北条時頼の関東御教書について、関東進止下充のものを「北条時頼を奉者とした関東御教書」、公家・寺社充のものを「北条時頼が將軍の意志を奉じた文書」というように、「切り離して文書名を付」すべきとした(前掲「北条時頼文書概論」一九三～一九八頁)。熊谷隆之氏は、六波羅御教書についてだが、事書の有無、署判の位置、書止文言、充所の有無によって分類した上で、「系譜的には同一のものとして、一括して把握するのが妥当」とした(同「六波羅探題発給文書に関する基礎的考察」〔『日本史研究』四六〇、二〇〇〇年十二月〕第三章 書札様文書の様式分類 二 六波羅御教書)。

(付記) 本稿は二〇一六(二〇二二年度科学研究費助成事業基盤研究(C)「一四世紀日本における紛争解決過程の変容に関する実証的研究」(課題番号一六K〇三二五七)による調査成果の一部を利用している。調査にあたって御高配を賜った史料所蔵者各位に謝意を表したい。